

## (依存構造分析によるタイ法条文の解説手順について)

## ◎ はじめに

以下では、仏暦 2560 年憲法を題材として、タイ法条文の解説に特化した、統語（シンタックス）分析の方法について解説します。一応、言語学でかつて利用されていた依存文法（dependency grammar）という理論を利用しますが、ここで解説する手法は言語学的な正確さを目的としたものではなく、条文解説という実利的な目的のための道具ですから、場合によっては言語学的に不適切な処理も、あえて行うことがあります。言語学では依存文法は既に「博物館入り」した理論で、現在でもこれを利用しているのは、主に機械翻訳のためのアルゴリズムを開発するプログラマーなど IT 関連です。タイ語文法をこの理論で解説する文献はないようです。したがって、以下の説明は私個人が試行錯誤しながら開発したもので、直接の参考文献は存在しません。この点は、予めご了承ください。

## ◎ タイ語の文章語の特性に関する覚書

## ① 短文の複合体

学習時間に制限があるとのことでしたので、ここで基本的な文法事項の説明をしておくことにします。周知のように、タイ語は中国語と同じ「孤立語」に属します。つまり、語形変化が全くない言語です。名詞が格変化することも、動詞が活用することはありません。したがって、文を構成する各々の単語がどんな役割を果たすか、その形によって決まることがありませんから、語順が重要になります。また、単一の文が含み得る単語の数も限定されます。したがって、複雑な意味を一文で表現することができませんから、短い文を複数個組み合わせることによって、複雑な意味を構成するというストラテジーが使用されます。英語文法でいう「分詞構文」や日本語の「て形」などを思い出してください。例えば、「友だちに手紙を送った」は **ส่งจดหมายถึงเพื่อน** と翻訳できますが、これは **ส่งจดหมาย** 「手紙を送った」と **จดหมายถึงเพื่อน** 「手紙が友だちに届いた」という 2 つの短文の組合せと解することができます。

## ② 語順と定題

語順について触れましたが、英語のように主格(**ประธาน**)が常に文頭に立たなければならないというルールは、タイ語にはありません。よく文頭に目的格(**กรรม**)が立ちます。このことから「タイ語にも日本語と同じ、定題格がある」と言われます。通常は定動詞の後に置かれる目的格が文頭に前置された形と理解されます。日本語の場合と同じように、聞き手・読み手に既知であることが条件です。ですから、指示詞 **นั่น** など既知であることを表す表現が付随します。しかし、日本語の定題と異なる点があります。日本語では副文や関係文などの従文内で定題助詞「は」を使用することができませんが、タイ語では許されることがあるようです。

## ③ 品詞の区別

品詞に関しても、ヨーロッパ語系や日本語などと比較して違いがあります。日本語の学校文法で「体言」「用言」という言葉を習ったと思います。これらはもともと古典中国語の文法用語で、「全ての語彙は、体言か用言の何れかに属する」という考え方です。それが日本語文法に取り入れられたのですが、日本語は孤立語ではありませんから、こうした区別の仕方だけでは十分に日本語の特性を説明することができません。それで国文法が発展することになったのですが、タイ語は孤立語ですから、この中国語の考え方がよく当てはまります。もちろん「前置詞」や「接続詞」、純粋な「副詞」と呼べるような例外もありますが、タイ語の語彙の大半は体言（名詞）か用言（動詞・形容詞）の何れかに属します。特に用言が特徴的で、動詞と形容詞の境界が不明です。明らかに動詞と思われるものでも、他動詞であるか自動詞であるか、その境界が不明です。その表現する行為や事象によって、他動詞としても自動詞としても機能します。また、分詞(participle)であるか定動詞

(finite verb)であるかも、形からは区別できません。そうした文法的区分は、すべて文脈から判定するしかありません。

#### ④ 連用修飾節ないし副詞節

たった今言及した分詞構文と定動詞の区別ですが、これを明確に把握することは、タイ語の文章語を解説する上で非常に重要だと思われます。分詞構文とは副文(subordinate clause)の一つで、動詞が副詞となって、定動詞の意味を修飾します。つまり、**連用修飾節(adverbial phrase; adverbial clause)**です。上述のように、タイ語の文章語は複数の短文の複合体ですが、どれが連用修飾節でどれが定動詞(つまり主文)か、形からは判別できません。これを文脈から明確にすることが解説の要点となります。

#### ⑤ 連体修飾節と関係節

それから、タイ語の文章語の解説を難しくしているもう一つの要因が**連体修飾節(adnominal phrase; adnominal clause)**です。日本語の場合、名詞を修飾する形容詞などは、英語やドイツ語と同じく、その名詞に前置されますね。タイ語の場合はフランス語と同じく、その名詞に後置されます。そして、その連体修飾節が主格を有するなどの理由がある場合には、ที่, ซึ่ง, อัน などの関係代名詞(relative pronoun)を伴って関係節(relative clause)となります。この関係代名詞がある場合はすぐにそれと判別できるのですが、ない場合に曖昧さが生じます。例えば「泣いている子供」は เด็กร้องไห้ と翻訳できますが、これは「子供が泣いている」「子供が泣いた」という定動詞表現(つまり主文)と解することもできます。この区別も、結局は文脈によって判定します。

#### ⑥ 基本的な時制について

ちなみに時制の問題ですが、孤立語には動詞や形容詞の語形変化がないので、時制は副詞によって表現されます。特に時制を示す副詞がない場合は、基本的に過去ないし完了時制と解した方が良いでしょう。日本語の場合、例えば「子供が泣く」は現在時制と呼ばれますが、タイ語の場合 เด็กร้องไห้ は「子供が泣いた、泣いていた」という過去ないし完了の意味合いが優先するようです。

หมวด ๑  
บททั่วไป

มาตรา ๑ ประเทศไทยเป็นราชอาณาจักรอันหนึ่งอันเดียว จะแบ่งแยกไม่ได้

【表1】

	3.เป็น		[และ]		10.มีได้
1.ประเทศ	4.ราชอาณาจักร			9.จะแบ่งแยก	
2.ไทย	5.อัน	7.อัน		[ประเทศ]	
	6.หนึ่ง	8.เดียว		[ไทย]	

【表2】

	เป็น		[และ]		มีได้
ประเทศ	ราชอาณาจักร			จะแบ่งแยก	
ไทย	อัน	อัน		[ประเทศ]	
	หนึ่ง	เดียว		[ไทย]	

【表1】 【表2】 は第一条の依存構造を分析したものです。依存構造とは「係り関係」のことです。基本的に「述語が他の文節を支配して、文を形成する」と考えます。タイ語や日本語の場合、述語(predicate)とは動詞または形容詞です。したがって依存構造の最上位に動詞または形容詞が位置し、その下に、述語に依存する他の文節が配置されます。それらの文節は、連用句ないし連用節(adverbial phrase; adverbial clause)と、連体句ないし連体節(adnominal phrase; adnominal clause)とに区別されます。以下では単に連用節、連体節などと呼びます。

【表1】は文節間の依存関係を線で表示したもので、数字は語順を表します。【表2】はそれらを省略して簡易化した表です。通常はこの簡易な方法を利用します。

ประเทศไทยเป็นราชอาณาจักรอันหนึ่งอันเดียว

ประเทศ「国家」; ราชอาณาจักร「王国」; อัน(類別詞・関係代名詞); หนึ่ง「1」; เดียว「単一」  
「タイ国は、単一の王国であって…」

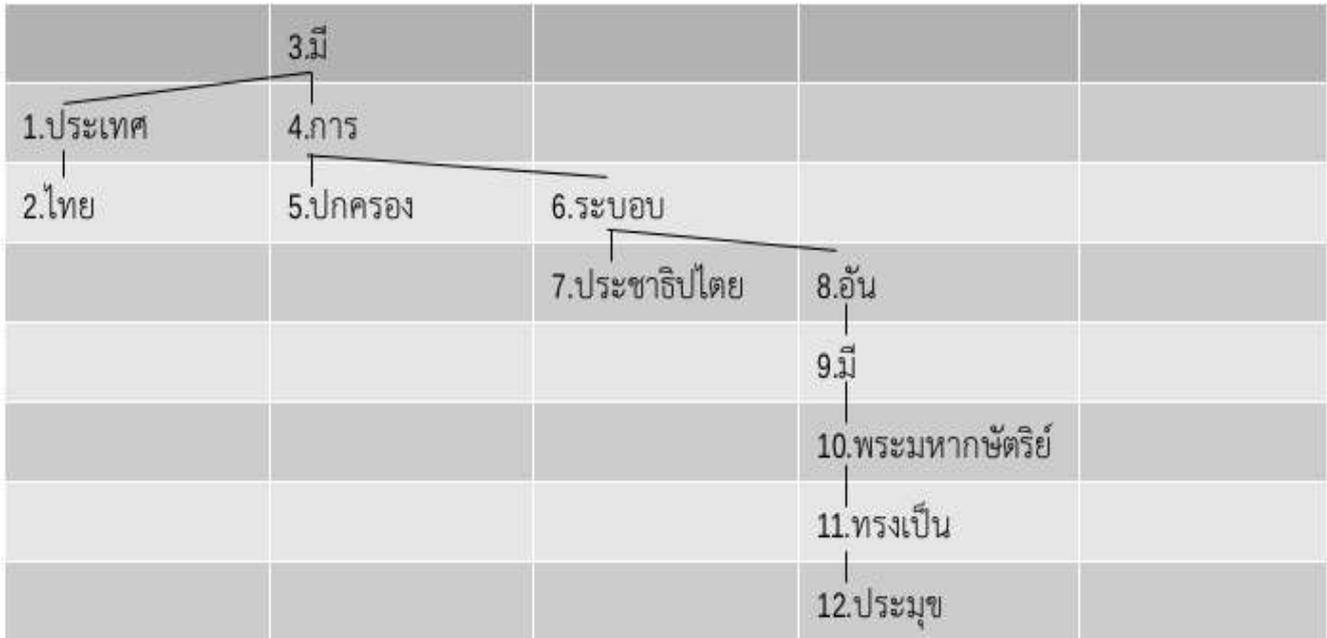
- 第一条は短い2つの文から成る重文で、第一文は「N1はN2である」という単純なコピュラ(copula)文です。なお、名詞 ไทย は先行する名詞 ประเทศ の連体修飾と考えます。อัน は類別詞または関係代名詞で、やはり先行する名詞 ราชอาณาจักร を修飾します。同様に、หนึ่ง および เดียว は先行する อัน を修飾します。อันใดอันหนึ่ง「何か一つ」 คนใดคนหนึ่ง「誰か一人」といった表現が法律の条文でよく使われています。

จะแบ่งแยกไม่ได้

แบ่งแยก「分断する」; มีได้=ไม่ได้「できない」; 許されない  
「[これを]分断することはできない。」

- 第二文は จะแบ่งแยก と มีได้ という2つの動詞節で構成されています。[...]は説明のために挿入した語で、原文には含まれません。通常「ได้や มีได้ は主な動詞を修飾する助動詞」と説明されますが、私は ได้ や มีได้こそ主な動詞であると考えます。なぜなら、否定詞 ไม่(มี) や助詞 ก็ がこの動詞節に付加されるからです。したがって動詞節 จะแบ่งแยก は従文だと考えます。つまり日本語の「～してもよい」「～してはいけない」と同様の構造です。

มาตรา ๒ ประเทศไทยมีการปกครองระบอบประชาธิปไตยอันมีพระมหากษัตริย์ทรงเป็นประมุข



	มี		
ประเทศ	การ		
ไทย	ปกครอง	ระบอบ	
		ประชาธิปไตย	อัน
			มี
			พระมหากษัตริย์
			ทรงเป็น
			ประมุข

ประเทศไทยมีการปกครองระบอบประชาธิปไตยอันมีพระมหากษัตริย์ทรงเป็นประมุข

ปกครอง「統治する」; ระบอบ「システム; 制度」; ประชาธิปไตย「民主制」; พระมหากษัตริย์「国王」; ทรง (絶対敬語); ประมุข「国家元首」

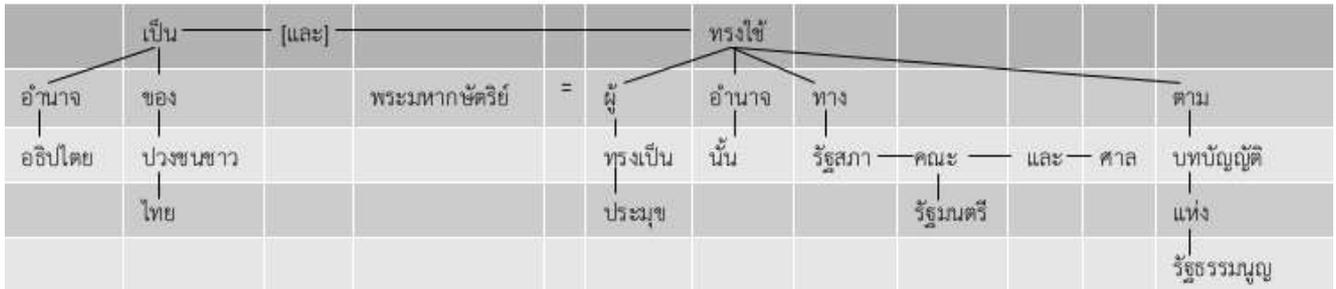
「タイ国は、国王を国家元首に戴く民主制による統治機構を有する。」

- ・ 第二条は単純な複文で、ประเทศไทยมีการปกครอง が主文、名詞節 ระบอบประชาธิปไตย は การปกครอง の連体修飾節、การปกครองโดยระบอบประชาธิปไตย「民主制によって国を統治する」という表現を การ を使って名詞化すると、การปกครองโดยระบอบประชาธิปไตย「民主制による統治」、更に โดย を省略して การปกครองระบอบประชาธิปไตย「民主制の統治」となります。その「民主制」に關係代名詞 อัน が続きます。關係文内の主文が มีพระมหากษัตริย์「国王を戴く」で、เป็นประมุข を名詞 พระมหากษัตริย์の連体修飾節と解釈します。つまり「国家元首たる国王」です。なお、⑤連体修飾節と關係節で述べたように、タイ語では次の構文構造(A)と(B)の区別は直ちにつきません。文脈から判断します。



มาตรา ๓ อำนาจอธิปไตยเป็นของปวงชนชาวไทย พระมหากษัตริย์ผู้ทรงเป็นประมุขทรงใช้อำนาจนั้นทางรัฐสภา คณะรัฐมนตรี และศาล ตามบทบัญญัติแห่งรัฐธรรมนูญ

รัฐสภา คณะรัฐมนตรี ศาล องค์การอิสระ และหน่วยงานของรัฐ ต้องปฏิบัติหน้าที่ให้เป็นไปตามรัฐธรรมนูญ กฎหมาย และหลักนิติธรรม เพื่อประโยชน์ส่วนรวมของประเทศชาติและความผาสุกของประชาชนโดยรวม



	เป็น	[และ]			ทรงใช้					
อำนาจ	ของ		พระมหากษัตริย์	=	ผู้	อำนาจ	ทาง			ตาม
อธิปไตย	ปวงชนชาวไทย				ทรงเป็นประมุข	นั้น	รัฐสภา	คณะรัฐมนตรี	และ	ศาล
										บทบัญญัติแห่งรัฐธรรมนูญ

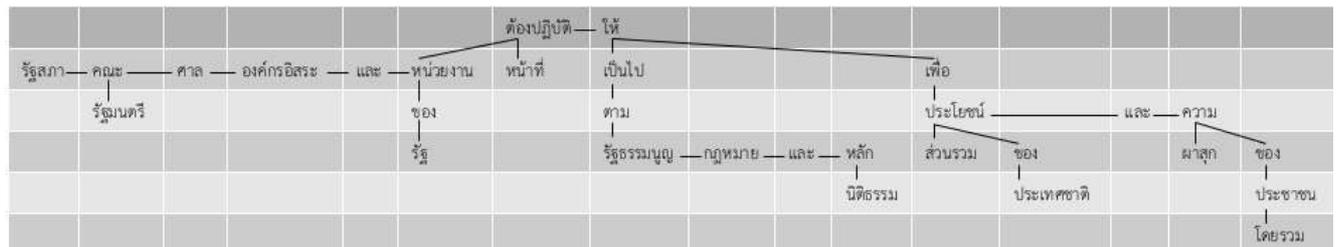
**อำนาจอธิปไตยเป็นของปวงชนชาวไทย**

อำนาจ「権限; 権能」; อำนาจอธิปไตย「主権」; ของ「所有物」; ปวงชนชาวไทย「全ての国民」  
 「主権は、全てのタイ国民に属する。」

**พระมหากษัตริย์ผู้ทรงเป็นประมุขทรงใช้อำนาจนั้นทางรัฐสภา คณะรัฐมนตรี และศาล ตามบทบัญญัติแห่งรัฐธรรมนูญ**

ทรงใช้「行使なさる」; ทาง「道; 経路」; รัฐสภา「国会; 衆議院」; คณะรัฐมนตรี「内閣」; ศาล「裁判所」; ตาม「従う; 従って」; บทบัญญัติ「規定」; แห่ง「場所; ~に於ける」; รัฐธรรมนูญ「憲法」  
 「国家元首たる国王が国会、内閣、裁判所を通じ、憲法の規定にしたがってこの権能を行使される。」

第三条第一項第一文は単純なコピーラ文、第二文の主要部分は พระมหากษัตริย์ ... ใช้ ... อำนาจ で、英語で言えば S-V-O という単純な文です。ここでは พระมหากษัตริย์と ผู้ทรงเป็นประมุข を同格(apposition)と解していますが、ผู้を關係代名詞と考えることもできます。そこに2つの連用修飾節(副詞節)が付加されます。その1つ目で立法、行政、司法の三権が列挙されますが、このように และ や หรือ を挟んで名詞節が連続する場合は、それぞれが上位に位置する語に対して等価ですから、依存関係図では水平方向に並べます。その上位する語はここでは名詞 ทาง です。ここではใน ทาง という副詞として働いています。2つ目の連用修飾節を導く語 ตาม は基本的に動詞ですが、ここでは前置詞として機能しています。なお แห่ง は名詞ですが、連体修飾節を導く前置詞のように働きます。







英訳は原文から微妙にずれています。主文は บทบัญญัติ ... เป็นอัน ... というコピュラ文で、อัน は代名詞、ใช้บังคับมิได้ はそれを修飾する連体文と解します。มิได้を述語と考えるため、依存関係を示す線が奇妙な形になります。



		ให้						
เมื่อ		กระทำ	หรือ	วินิจฉัย	ไป			
ไม่มี		การ		กรณี	ตาม			
บทบัญญัติ		นั้น		นั้น	ประเพณี			
แห่ง	บังคับ				การ	ประเทศ	ใน	
รัฐธรรมนูญ	แก่				ปกครอง	ไทย	ระบอบ	
นี้	กรณี						ประชาธิปไตย	อัน
	ใด							มี
								พระมหากษัตริย์
								ทรงเป็น
								ประมุข

เมื่อไม่มีบทบัญญัติแห่งรัฐธรรมนูญนี้บังคับแก่กรณีใด ให้กระทำการนั้นหรือวินิจฉัยกรณินั้นไปตามประเพณีการปกครองประเทศไทยในระบอบประชาธิปไตยอันมีพระมหากษัตริย์ทรงเป็นประมุข

เมื่อ(接続詞)「～とき」;บังคับ「規定する」;แก่(前置詞)「～に対して;～について」;กรณี「事件;事案」;วินิจฉัย「判断する;裁定する」;ประเพณี「慣習;伝統」

「何らかの事案につき、それに関する規定が本憲法に欠けるときには、国王を国家元首に戴く民主制におけるタイ国の統治の伝統にしたがって行為し、または裁定しなければならない。」

- 第二項は、เมื่อ に導かれる条件文を伴った複文です。この条件文内の บังคับแก่กรณีใด は名詞 บทบัญญัติを修飾する連体文と解されます。続く主文も使役を意味する ให้を述語とし、それに導かれる従文を伴った複文です。この従文の動詞は กระทำไป, วินิจฉัยไป という複合動詞だと考えることができます。第一動詞の後にその目的格たる การนั้น, กรณินั้น が挿入されたために、第二動詞 ไป が分離していると考えます。そしてこの第二動詞は、第一動詞の表す行為の態様ないし結果を表すと解されます。なおこの際、วินิจฉัยกรณินั้น という目的格を伴う他動詞の構文と、กรณินั้นไป という主格を伴う自動詞の構文とが同時に成立していると考えられるところから、วินิจฉัย-กรณินั้น-ไป の3文節間の依存構造が三角形を形成しています。

- ・ ところでこの第五条第二項は仏暦2540年憲法以来の条文で、現行憲法では旧条文に กระทำการนั้น の部分が付加されました。このため、条件文の内容と齟齬が生じています。いづれにせよ、この条文はタイ版「国体論」と見られる内容です。

以上で、第一章総則の分析と解説を終わります。